算定政令附則第四条の三第一項第一号に掲げる額	
算定政令附則第四条の三第一項第三号に掲げる額	
算定政令附則第四条の三第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	
算定政令附則第四条の三第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十三条の五の八第四項に規定する納付金概算拠出率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
法附則第十三条の五の九第四項に規定する納付金確定拠出率	
法附則第十四条の七第四項に規定する支援金概算拠出率	
法附則第十四条の八第四項に規定する支援金確定拠出率	

（平成三十年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）

第五条の八　平成三十年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	第三十四条第一項	附則第十三条の六
	第三十五条第一項	附則第十三条の七
第十七条	第二条及び	附則第五条の八の規定により読み替えられた第二条及び
	第二条第一項	附則第五条の八の規定により読み替えられた第二条第一項
	第三十四条第一項	附則第十三条の六
	第三十五条第一項	附則第十三条の七
第三十六条	第二条及び	附則第五条の八の規定により読み替えられた第二条及び
	第二条第一項	附則第五条の八の規定により読み替えられた第二条第一項
	第三十四条第一項	附則第十三条の六
	第百二十条第一項	附則第十四条の九第一項
	第三十五条第一項	附則第十三条の七
	第百二十一条第一項	附則第十四条の十第一項

（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算）

第五条の九　平成二十八年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の六第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三条の六第三号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の六第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の七第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額	
法附則第十三条の七第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の七第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の八第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の八第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の八第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額	
法附則第十三条の八第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の八第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	
法附則第十三条の九第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の九第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の九第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	
法附則第十三条の九第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の九第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	
法附則第十四条の九第一項第一号に掲げる額	
法附則第十四条の九第一項第三号に掲げる額	
法附則第十四条の九第二項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額	